# 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター第四期中期目標・中期計画作成の流れ

#### 地方独立行政法人とは

地方独立行政法人(以下「法人」という。)とは、地方独立行政法人法(以下「地独法」という。)に基づき、その地域における対象 事業(試験研究、大学の設置・管理、病院事業等)のうち、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率 的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人

#### 【都が設立した法人】

- ○東京都公立大学法人(平成17年4月) ※設立時は、公立大学法人首都大学東京
- ○地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター (平成18年4月)
- ○地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター (平成21年4月)
- ○地方独立行政法人 東京都立病院機構(令和4年7月)

#### 地方独立行政法人の運営

#### 【地方独立行政法人】

- ・中期目標を踏まえ<u>中期計画</u> <u>を策定</u>
- ・評価結果等を踏まえた運営 改善等

# 指示計画・報告

**(2**)

#### 【都知事】

- ・<u>中期目標を作成し、法人</u> へ指示
- ・中期計画の認可
- ・業務実績評価の決定等

## <u>③</u> 価・報4

# 評価・報告

意見聴取 🗸

## 【評価委員会(※)】

- ・知事による中期目標作成(変更)及び法人の中期計画作成(変更)に対する認可の際の意見提言
- ・各事業年度及び中期目標期間における業務実績評 価の意見提言 等

# 【都議会】

- ・中期目標等の議決
- ・評価結果の報告

※知事の附属機関として条例に基づき設置。評価委員会の下に四つの分科会を設置している。

#### ① 中期目標(地独法第25条)による法人への指示

- ➤都知事は<u>3年以上5年以下</u>の期間において、<u>法人が達成すべき業務運営に関する目標</u>を中期目標として定め、これを<u>法人に指示</u>し公表 ※東京都健康長寿医療センター中期目標期間:第一期(H21~24年度)、第二期(H25~29年度)、第三期(H30~R4年度)、第四期(R5~R9年度)
- ➤中期目標の策定・変更には、評価委員会の意見聴取及び議会の議決が必要(法定事項)

## ② 法人による中期計画の作成(地独法第26条、第83条)

- ➤法人は、知事が作成した中期目標に基づき、それを達成するための中期計画を作成。知事の認可を受けて公表 ※中期計画の作成・変更には、評価委員会の意見聴取(都条例事項)と議会の議決が必要
- ▶毎年度、業務実績等報告書を作成し、都(知事)へ提出

#### ③ 業務実績評価の実施(地独法第28条)

・各事業年度及び中期目標期間において、知事が評価委員会の意見を聴いた上で法人の業務実績を評価し、その結果を都議会に報告